

「貸借対照表の公告」に係る定款変更のポイント

チェック項目		ポイント		
1	貸借対照表の公告の方法の検討	毎年度実施することになる「貸借対照表の公告」方法として、実現可能な方法を検討してください。		
			変更前	変更後
		例	(公告の方法) 第〇条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>宮崎県NPOポータルサイト</u> に掲載する。	(公告の方法) 第〇条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 <u>〇〇</u> (<u>下記の記載例から選択</u>)に掲載して行う。
		変更後の貸借対照表の公告の方法については、以下の記載例を参考にしてください。		
		公告方法	記載例	
		官報	ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 官報 に掲載して行う。	
日刊新聞紙 (具体的な新聞名)	ただし、法第28条の2第2項に規定する貸借対照表の公告については、 宮崎県において発行する〇〇新聞 に掲載して行う。			
電子公告	ただし、法第28条の2第3項に規定する貸借対照表の公告については、 この法人のホームページ に掲載して行う。			
	ただし、法第28条の2第4項に規定する貸借対照表の公告については、 内閣府NPOポータルサイト (法人入力情報欄) に掲載して行う。			
主たる事務所の公衆の見やすい場所	ただし、法第28条の2第5項に規定する貸借対照表の公告については、 この法人の主たる事務所の掲示場 に掲示して行う。			
<p>★公告の方法に関して不明な点などありましたら、所轄庁に御相談ください。 (特に内閣府NPO法人ポータルサイトを選択する場合は、留意点等ありますので、別添「内閣府NPO法人ポータルサイトにおける貸借対照表の公告の方法について」を御確認ください。)</p>				

チェック項目		ポイント
2	定款変更の注意点	公告の方法を「主たる事務所の掲示板に掲示または法人のホームページに掲載して行う。」というように選択的に定めることは、公告の方法の明確化を図る観点から望ましくないため、 <u>具体的な方法を記載してください。</u>
3	定款の変更手続き	貸借対照表の公告の方法が決まったら定款の変更を行ってください。 定款変更は総会の議決事項（特定非営利活動促進法第25条）になります。
4	定款変更届出書の提出	<p>総会において定款の変更についての承認が得られましたら、所轄庁に定款変更届出書等を提出してください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>①定款変更届出書 [1部] （様式は宮崎県NPOポータルサイト（https://npo.pref.miyazaki.lg.jp）からダウンロードできます。）</p> <p>②定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し [1部]</p> <p>③変更後の定款 [2部]</p> <p>★所轄庁によって提出部数が異なりますので、御不明な場合は貴法人を所管する所轄庁にご相談ください。</p>